

見逃せない情報がここに

見落としがちだけど重要な「募集」「お知らせ」などの「情報」が満載
このページも見落とさないで、要チェック!



- 平戸市役所 ☎22-4111
- 生月支所 ☎22-9200
- 田平支所 ☎22-9210
- 大島支所 ☎55-2511
- 中部出張所 ☎22-9180
- 南部出張所 ☎22-9190
- 館浦出張所 ☎22-9204
- 度島連絡所 ☎22-9176

募 集

指定管理者募集

○ **指定期間** 令和4年度～令和7年度

○ **対象施設**

- ① 平戸市観光交通ターミナル
- ② 春日集落拠点施設

○ **公募期間** 8月2日(月)～9月15日(水)

○ **公募要項・仕様** 平戸市ホームページに掲載

◎ 問

▼ **平戸市観光交通ターミナルについて** 地域協働課 (☎22-9105)

▼ **春日集落拠点施設について** 文化交流課 (☎22-9143)

資源物拠点回収協定事業者募集

市と協定を結び、屋外型古紙回収ボックスを整備し、資源物の拠点回収を行う事



業者を募集します。

○ **申請資格** 次のすべてを満たす事業者

- ① 古紙卸売業者
 - ② 事務所が平戸市内にあること
 - ③ 平戸市内での事業年数が5年以上であること
 - ④ 市税などの滞納がないこと
 - ⑤ 暴力団員でなく、かつ暴力団、暴力団員と密接な関係がないこと
 - ⑥ その他、関係法令を遵守し、市の指定する仕様に沿った施設整備ができること
- **申請書類**
- ▼ 指定の申請書
 - ▼ 市税などの滞納がない証明書など必要書類

○ **申込期限** 8月31日(火)午後5時15分まで

※協定締結の希望および内容の詳細については、市民課生活環境班窓口にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

○ **問** 市民課生活環境班 (☎22-9121)

2021年度「介護の日」ポスターを募集

福祉・介護に関する啓発を重点的に実施する日として11月11日を「介護の日」と国が定めています。その周知の一環として、介護について理解と関心を深め、福祉・介護にふれる機会として、それぞれのイメージする「介護」を描いたポスターを募集します。優秀な作品には賞状と副賞(図書カード)を贈呈します。※参加賞有り

○ **応募対象** 平戸市在住の小学校・中学校の児童・生徒

※1人につき1点のみの応募

募。グループでの応募は不可。

○ **募集期間** 9月30日(木)まで(必着)

○ **応募作品の規格**

- ▼ 画用紙 四つ切りサイズ (380ミリメートル×540ミリメートル)
- ▼ 画材 クレヨン、色鉛筆、パステル、アクリル、水彩用絵の具

※作品には「11月11日は介護の日」または、「11月11日はかいこの日」と必ず入れてください。

○ **応募方法** 市内の小中学校へ案内のチラシを配布しています。学校単位もしくは個人での応募ができます。

○ **問** 長寿介護課介護保険班 (☎22-9134)

お知らせ

平戸市基幹相談支援センター開設

○ **開設日時** 月曜～金曜(午

前8時30分～午後5時15分)

※土・日・休日を除く、ただし緊急の場合は時間外および休日も対応

○ **開設場所** 平戸市社会福祉協議会(平戸市社会福祉センター2階)

○ **主な業務内容**

- ▼ 障がいのある人や難病の人などからの相談受付業務
- ▼ 障がい者が自立した日常生活を送るための、さまざまなサービス利用についての情報提供業務

○ **対象者** 障がいのある人やその家族など

○ **相談の方法** 来所相談および電話での相談など

○ **問** 平戸市基幹相談支援センター (☎22-2180)

令和3年度障害者巡回歯科診療

長崎県では、障がいのある人の歯科診療の機会を確保

するため、歯科診療車による巡回歯科診療を行っています。お口の健康を維持することは全身の健康につながりますので、治療だけでなく、予防と定期管理のためにもぜひご利用ください。

○ **と き**

- ▼ 9月2日(木)午後1時30分～
- ▼ 9月3日(金)午前9時30分～
- ▼ 9月16日(木)午後1時30分～
- ▼ 9月17日(金)午前9時30分～

○ **ところ** 県北保健所

○ **申込方法**

- ▼ 施設利用の人の場合 申込書を施設で取りま
- とめて、『長崎県口腔保健センター』へ提出してください。
- ▼ 在宅の人の場合 申込書を個人で市福祉課へ提出してください。

※申込書は長崎県国保・健康増進課のホームページからダウンロードしてください。

8月9日「県民折りの日」

県では、原爆被爆者のご冥福をお祈りし、平和への誓いを新たにすため、毎年8月9日を「県民折りの日」と定めています。

長崎に原爆が投下された時刻の午前11時2分のサイレンにあわせ、1分間の黙とうをお願いします。

○ **問** 福祉課総務班 (☎22-9130)

快適な生活環境のお手伝い

有限会社 **鶴丸設備**

営業種目

- 給排水設備工事
- 浄化槽設備工事
- 浄化槽維持管理
- 浄化槽清掃

どんな小さな事でもお気軽にご相談ください。

TEL.0950-23-3629 FAX.0950-23-3921

平戸市大久保町1732番地4

平戸銘菓 **カスドース**

全国発送承ります

平戸市木引田町431 抜針の館

TEL 0950-23-8000 FAX 0950-23-8700

http://www.hirado-tustaya.jp



婚礼予約 受付中

Seaside Wedding

平戸海上ホテル

〒859-5102 長崎県平戸市大久保町2231-3

TEL/0950-22-3800 http://hiradokaijyohotel.co.jp

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

母子家庭や父子家庭などで、次のいずれかに該当する18歳までの児童(一定の障がいがある場合は、20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは児童を養育している人に支給されます。

対象となる児童

- ① 父母が離婚した児童
② 父または母が死亡した児童
③ 父または母が重度の障がい状態にある児童
④ 父または母の生死が明らかでない児童
⑤ 父または母が1年以上家出してから、連絡がなく保護されていない児童
⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦ 父または母が1年以上留置場などに、身体を

拘束されている児童

⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

手当額(月額)

- ▼全部支給 43,160円
▼一部支給 10,180円

加算額(2人目)

- ▼全部支給 10,190円
▼一部支給 5,100円

加算額(3人目以降)

- ▼全部支給 180円
▼一部支給 3,060円

支給月

申請のあった翌月から、奇数月にその前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育

している人に支給されます。

※対象児童が障がい事由とする公的年金給付を受けているときや児童福祉施設などに入所しているときは、手当を受けられませんので、事前にお問い合わせください。

手当額(月額)

- ▼障がい程度1級 52,500円
▼障がい程度2級 34,970円

※手当額は昨年度と同額

支給月

申請のあった翌月から、毎年4月、8月、11月に、その前月分までが支給されます。(11月については、当月分まで)

児童扶養手当の現況届・特別児童扶養手当の所得状況届の提出

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人は「現況届」・「所得状況届」の提出が必要で、8月31日(火)までに必ず提出してください。なお、提出がない場合には手当が支給されなくなりますので、

で、ご注意ください。

※対象児童が障がい事由とする公的年金給付を受けているときや児童福祉施設などに入所しているときは、手当を受けられませんので、事前にお問い合わせください。

子ども未来課子育て支援班

(☎229137)

花火の取り扱いに注意

夏の風物詩の花火による事故やケガ、周辺住民とのトラブルなどが多発しています。

花火を楽しむために

- ▼注意書きを読み、正しく使用する。
▼大人が付き添う。
▼必ず水バケツなど消火の準備をする。
▼燃えやすいものの近くで遊ばない。
▼花火を人やものに向けない。
▼風の強い日は花火をしない。
▼終わった花火は水に浸けるなどして確実に消火する。
▼ゴミは全て持ち帰る。
▼花火で遊ぶ際は、やけどや火事などの事故への配慮だけでなく、騒音や煙、ゴミ処理

就学義務猶予免除者などの学校卒業程度認定試験



中学校卒業程度の学力を認定するために試験を行います。合格した人には高等学校の入学資格が与えられます。

- 出願期限 9月3日(金)
○試験日 10月21日(木)午前10時～午後3時40分
○試験場 長崎県庁

※出願書類などについては文部科学省ホームページをご参照ください。

◎問 学校教育課指導班 (☎229212)

税務署への相談予約

税務署に電話での回答が困難な相談内容がある場合は、事前に予約してください。

特に相続税や贈与税、譲渡所得関係の相談は、特定の日(佐世保税務署の職員が平戸税務署で相談を受けます。お急ぎの場合は、佐世保税務署へ)相談ください。なお、制度や法令などの解釈・適用についての一般的な相談は、電話相談センターへお願いします。

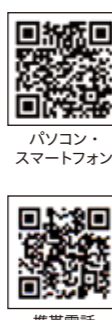
- 受付時間 午前8時30分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除く)
○音声案内 「番号が確認できませぬ」という音声案内があった場合は、「*」「#」を押してから番号を選択してください。

- ▼「1」 電話相談センター
▼「2」 申告相談の事前予約など
▼「3」 消費税の軽減税率制度の一般的な相談など

▼「4」 納税の猶予制度の相談など
※所得税などの確定申告時期は、「0」に確定申告の相談などが追加されます。
◎問 平戸税務署 (☎232131)
敬老祝金
長寿を祝福し、敬意を表するための敬老祝金の申請書を受け付けています。
◎令和3年度支給対象者 9月1日現在で平戸市に住所を有する満80歳の人(昭和15年9月2日から昭和16年9月1日生まれの人)
○支給金額 2,000円
○支給日 9月中旬予定
○申請締切日 8月31日(火)
○申請方法 令和3年6月1日現在における受給予定者に、案内文と申請書を送付しています。申請書に必要事項を記入し、市役所1階長寿介護課高齢者支援班(窓)または各支所・出張所、度島連



◎問 九州電力送配電株式会社平戸配電事業所 (☎0120-986-939)



登録ページ https://www.wkyuden.co.jp/td_service_em-mail_index

停電情報メール

台風などによる停電時に電話が繋がりにくい場合がありますので、ご利用ください。

絡所へ申請してください。
◎問 長寿介護課高齢者支援班 (☎229133)

想いをかたちに... 故人と語り、自分を見つめ直す... 松永石碑店

NATURAL TEETH 歯 歯茎若返り治療 始めました

CAR SHOP Tanaka Motors 田中モーターズ

相続による名義変更はお済みですか? 松田信哉司法書士法人 平戸事務所

各種相談

市役所では、市民の皆さんの悩みや困りごとや仕事で就職、創業などを考えている人たちが、専門の相談員に相談できる窓口を用意しています。

■年金相談(完全予約制)

○8月10日(火)10:00～15:00

市役所本庁3階会議室

○8月17日(火)10:30～15:00

館浦出張所

○8月24日(火)10:00～15:00

市役所本庁3階会議室

年金相談予約 ☎0956-34-1189

佐世保年金事務所お客様相談室受付時間(平日)8:30～17:00(相談日の前日までにご予約ください)

☎健康ほけん課国保年金班 ☎22-9124

■消費生活巡回相談・定例行政相談

○8月4日(水)13:00～15:00

生月地区(生月支所)

○8月18日(水)13:00～15:00

中部地区(ふれあいセンター)

☎市民課内消費生活センター ☎22-9122

■よろず相談会

(事業者の経営上の課題解決支援のための相談会です)

○8月20日(金)9:00～17:00

田平町民センター(研修室2)

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

■個別創業相談会(事前予約している人を優先)

○8月4日(水)10:00～16:00

平戸市役所商工物産課内

○8月18日(水)10:00～16:00

平戸市役所商工物産課内

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

■ハローワークin平戸市

○8月13日(金)10:00～15:00

平戸商工会議所

○8月27日(金)10:00～15:00

平戸商工会議所

☎商工物産課商工新産業班 ☎22-9141

休日のマイナンバーカード交付窓口

休日にマイナンバーカードの交付申請および交付を受け付けます。利用する場合は、8月27日(金)の午後5時までに電話予約をお願いします。

■とき 8月29日(日)8:30～17:00

■ところ 平戸市役所1階③番窓口

☎市民課戸籍住民班 ☎22-9123

暮らしに 役立つ情報が ここにも

普段の生活に欠かせない情報を「お知らせ」

市税の納期限【8月31日(火)】

■市県民税 第2期

■国民健康保険税 第3期

■介護保険料 第3期

■後期高齢者医療保険料 第2期

※口座振替日 8月27日(金)

この日に振替ができなかった場合は、9月13日(月)に再振替します。

☎税務課総務徴収班 ☎22-9115

延長窓口

本庁市民課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行するサービスを実施しています。サービスを利用する場合は、必ず当日の午後5時までにご予約ください。

■8月の延長窓口実施日

8月5日(木)・12日(木)・19日(木)・26日(木)

■延長時間 午後5時15分～午後7時

■開設場所 平戸市役所1階③番窓口

※各支所・出張所では不可

■受付内容

マイナンバーカードおよび各種証明書の交付

※交付できる証明書

◎住民票の写し ◎戸籍謄(抄)本

◎戸籍附票の写し ◎印鑑登録および印鑑証明書

※証明の種類によっては、委任状が必要になる場合があります。また、印鑑登録は即日登録できない場合がありますので、事前にご確認ください。

☎市民課戸籍住民班 ☎22-9123

お知らせ

県下一斉「子どもの人権・女性の悩みごと」特設人権相談所

特設人権相談所では、いじめなど子どもの人権問題、心配ごとおよび女性の悩みごとなどの相談に応じます。人権問題に詳しい人たちが一緒に考え、悩んでいるあなたの力になります。お気軽にご相談下さい。

○とき 8月22日(日)午前10時～午後3時

○ところ 未来創造館会議室B・C

※子どもの人権110番(☎0120・007・110)

◎問 長崎地方事務局平戸支局

(☎22-22603)

「緑の募金」協力への
お礼

3月1日から5月31日までの緑の募金活動(家庭募金)

におきまして、市民の皆さんからの温かいご協力により、8万829円の募金が集まりました。ありがとうございます。

この募金は、私たちの豊かな生活を支え、多くの恵みを与えてくれる森林づくりのほか、花苗や苗木の配布など地域の緑化活動などに活用いたします。

◎問 農林課農林整備班 (☎22-9151)

ふるさと納税普及啓発 月間

ふるさと納税の「ふるさとを応援する」という制度本来の理念や趣旨を広げるため、お盆で帰省する人が多い8月を「普及啓発月間」とし、制度の啓発や利用促進を図っています。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさと」や「応援したい自治体」に寄付ができる制度で、寄付金の使い道を指定でき、また、返礼品

も受け取れる魅力的な制度です。

この制度を通じて、本市の魅力情報発信や返礼品による地場産業の活性化、寄付金を活用した、子育て・教育環境の充実や産業振興の支援などさまざまな行政サービスの充実を図ることができ

このように、ふるさと納税による寄付は、本市の事業を進める貴重な財源となっています。

市外在住の家族や友人の皆さんにぜひ呼びかけをお願いします。

◎問 企画財政課ふるさと納税推進班 (☎22-9113)

田平支所建物表題登記 の成果品受領

公益社団法人長崎県公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、公益目的事業の一環として、県内公共施設の未登記建物の表題登記促進活動

平戸海後援会を設立しました

☎ 平戸海後援会事務局(☎28-0468)

平戸市紐差町出身の平戸海(坂口雄貴さん)は、平成28年に境川部屋に入門し、現在、西の幕下4枚目で活躍中です。

平戸海は、小学生の頃に紐差相撲クラブに入ると、メキメキとその頭角を現し、4年生から6年生まで3年連続で全国わんぱく相撲に出場するなど活躍しました。中部中学校に進学後は、3年生の全国中学校選手権大会において、5位入賞を果たし、境川部屋にスカウトされました。



この度、紐差地区で新関取誕生への期待から、「平戸海後援会」を設立しました。皆さん、「平戸市から関取の誕生」を合言葉に、平戸海を応援しましょう。

を行っていただきます。この度、無償で田平支所の建物表題登記を行い、7月9日に成果品の引き渡し式が行われました。また日ごろから、会員の専門的な知識や経験を活かし、土地の境界確定測量や未登記道路などの分筆登記など、官公庁の土地・建物の問題解決のため、平戸地区の会員を中心に測量・登記業務をお願いしています。

◎問 企画財政課契約管財班 (☎22-9110)

第14回軽トラ朝市を開催します!

☎ 地域協働課協働政策班(☎22-9105)

津吉交流会館駐車場にて毎年恒例のお盆用品や地域の農作物などを販売する軽トラ朝市を開催します。

○とき 8月8日(日)午前7時～

○ところ 津吉交流会館駐車場

○主催 津吉地区まちづくり運営協議会(27-0611)